

一人ひとりの行動の大切さ

「環境にやさしい持続可能な社会」を実現するには、一人ひとりが地球環境保護のための行動の必要性を正しく認識し、日常生活に定着させることが大きな力になります。

中でも、次の環境課題についてはぜひ皆さんに取り組んでいただきたいことです。小さなことでもみんなで取り組めば大きな力になるはずです。



◆不法投棄やポイ捨てをなくすこと

個人でも事業者でも、廃棄物をみだりに捨てることは法律で禁じられており、定められたルールに従うことが求められます。事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、法律で定められた20種類の廃棄物を「産業廃棄物」といい、それ以外の廃棄物を「一般廃棄物」といいます。

個人でも事業者でも、一般廃棄物を処理したい場合には市町村ごとに決められた方法に従って排出しなければなりません。一方、産業廃棄物を排出したい事業者は、法律で定められた処理基準に従って自分で処理するか、処理業者に委託するなどしなければなりません。しかしながら、法律に反してさまざまなごみを山林や野原に捨てる人や事業者が後を絶ちません。不法投棄をする理由としては、「廃棄物処理費用が惜しい」「必要な手続きが面倒」などが考えられます。不法投棄は、外観の悪化や近隣の迷惑になることはもちろん、投棄された廃棄物から有害物質が漏れ出し、環境破壊を引き起こすこともあります。その場合、地域の土壌や地下水質に重大な被害を与えかねません。また、捨てるのは簡単ですが、撤去回収するのはとても大変で、元の自然を回復するのは難しく、多大な費用が掛かります。

いわゆる「ポイ捨て」も不法投棄の1つです。ポイ捨てされるものとしては、たばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、レジ袋などの使い捨て容器類、包装紙、食べ残し食品などがあります。

ポイ捨て禁止条例が制定されている自治体もあり、ポイ捨て行為に罰則を科しています。また道路交通法違反や軽犯罪法違反、廃棄物の処理および清掃に関する法律違反によって罰則が科されます。さらに、ポイ捨ては火災の原因にもなることもあり大変危険です。

不法投棄を発見した場合は、環境課へ場所や状況を知らせてください。



◆紙ごみの分別を徹底すること

「紙類の日」に分別して出す紙類ごみは①新聞・折込チラシ②段ボール③紙パック④その他紙類（雑誌、雑がみ類）です。①②についてはおおむね分別されていますが、③④についてはあまり分別されていません。平成26年度、市で分別されずに出された可燃ごみの「紙類ごみ」は可燃ごみ全体の重量比率で44.1%にも達しており、可燃ごみの内訳でも最も多い項目になっています。きちんと分別すれば資源ごみとして排出できる紙が、年間約6,400トンもリサイクルされずに焼却されていることとなります。

市では、分別された「紙類」は、資源ごみとして収集していますので、③④についても①②と同様に、回収日に資源ごみとして出すようご協力をお願いします。

～「紙類ごみ」分別のルール～

- ①新聞紙、段ボール、紙パックは、種類ごとにひもで十字にしばってください。
※粘着テープは使用しないでください
- ②その他紙類（雑誌、雑がみ類）は、紙袋に入れるか、ひもで十字にしばってください。
- ③雨の日でも、そのまま出して結構です。

◆空き地を適正に管理すること

「那珂市空き地等の適正管理に関する条例」では、「空き地等の所有者、占有者又は管理者若しくは使用について権原を有する者は、当該空き地等が管理不良状態にならないように、維持管理しなければならない」と定めています。

毎年、手入れされずに放置されている土地の苦情が多く寄せられています。土地の所有者は、定期的な除草や剪定、刈取り後の草木の処分など、年間を通じて適正な管理をお願いします。

▶土地を管理していないと……

- 伸びた草や枝木が隣地に入り、種子が飛んで洗濯物を汚すなど、近隣住民に迷惑がかかります。
- 草を刈らずにそのまま枯らすと、火災の危険性が増します。
- 草木が目隠しとなり、廃棄物の不法投棄場所にされてしまいます。
- 害虫などが発生し、近隣住民に迷惑がかかります。
- 道路の見通しが悪くなり、交通事故が発生する危険があります。



空き地が適正に管理されず、近所から苦情が寄せられた場合には、「那珂市空き地等の適正管理に関する条例」に基づき、所有者に対し「管理通知」を送付しています。管理通知とは土地の適正な管理を所有者に対し依頼する文書であり、土地の現状の写真を添付し送付しています。市から管理通知が届いた際は、速やかな対応をお願いします。

◆「COOL CHOICE」(クール・チョイス)

昨年末のCOP21(第21回気候変動枠組み条約)で締結されたパリ合意において、すべての国・地域は温室効果ガスの削減目標(約束草案)を作成し提出すること、その目標は5年ごとに見直しをすることが義務付けられました。日本は、「2030年度の温室効果ガス排出量を、2013年度比26.0%減(2015年度比25.4%減)の水準(約10億4,200万トン-CO₂)にする」という約束草案をCOP事務局に提出しました。

政府はこの目標の実現に向け、部門別に削減目標を設けて取り組むこととしていますが、家庭部門と商業・サービス・事務所などの業務その他部門では2013年度比40.0%減、という高い目標値を掲げています。

目標値達成の柱となっているのは、省エネによるエネルギー需要の抑制です。政府は、大幅削減が必要な家庭・業務部門を中心として、需要サイドからの社会変革を強力に推進するため、住宅・建築物の省エネ促進、先導的な省エネ対策技術の開発・実証・導入支援に加えて、国民運動「COOL CHOICE」を展開しています。「COOL CHOICE(=賢い選択)」とは、未来のために、低炭素なアクションを習慣的に実践するというライフスタイルの選択を促す運動です。

こまめな消灯、節水、冷暖房の適切な温度設定などの普段の行動に加え、車、家電、住宅などの身の回りの物を選ぶときには地球にやさしいものを選択する、出かけるときには電車や自転車を利用することでCO₂排出量を抑えるなどの行動を推奨しています。一つ一つは小さな日常の選択かもしれませんが、積み上げることで地球を変える大きな力になります。日本が生んだ賢い省エネアイデアと世界から称賛される最先端の技術を生かした賢い選択肢を、地球のこれからのために選んでいきましょう。

